

第2部 海洋のこの1年

令和元年（2019年）度以降、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

令和元年（2019年）12月に中国で確認された新型コロナウイルス感染症は世界各地に広がり、日本国内でも令和2年（2020年）1月に初めて感染者が確認されて以降、感染が広がり、国内の幅広い分野に大きな影響が出ています。

（1）海洋に関する我が国の取組

政府全体で、感染拡大防止及び情報提供の取組を進めているほか、影響を受けている産業界への対応も含んだ緊急対応策を実施しました。

2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、海上において厚生労働省が検疫を実施し、3月1日にすべての乗客、乗員の下船が完了しました。また、国土交通省は検疫錨地や岸壁の確保の調整、巡視船艇による陽性患者等の搬送、周辺海域の巡回等の実施、警察は港湾等の警戒警備、下船者の病院への搬送時の先導等、総務省は民間企業と協力して乗客・乗員に対するスマートフォン及びアプリの提供等、関係省庁が連携して対応しました。



陽性患者を輸送する小型巡視艇

また、国内での感染拡大防止のために、法務省、外務省及び厚生労働省が連携して、港湾等での水際対策強化を実施しています。

国土交通省では、港湾等での水際対策への協力のほか、事業者を含む港湾・海事関係者等に感染防止対策等の要請及び船舶検査関係証書、海技免状・小型船舶操縦士免許、船員手帳・健康証明書等について申請期間等を延長するなど柔軟な対応をしています。また、船舶の航行安全、船員の労働環境を確保する立場から、4月に「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者WG」を設置し、国際的なルール作りも視野に入れた、必要な対策の検討を開始しました。さらに、関連業界への影響は深刻であり、その支援にも取り組んでいます。海運・造船等の関係業界に対し積極的に

情報提供・助言を行うとともに、関係団体においては、消毒、マスク着用、3密の回避、検温等といった感染症予防対策のガイドラインを作成し、公表しています。海上保安庁では、検疫所等からの要請に基づき、巡視船艇・航空機にて船舶や離島からの陽性患者・検体等の搬送を実施しました。

水産分野では、水産庁は、漁業者への感染発生時の対応及び業務継続に関する基本的なガイドラインを作成したほか、漁業者の経営維持・再建のための資金繰りや労働力確保への支援等経営不安の解消に向け取り組んでいます。

(2) 今後の更なる対応

事業者への支援のほか、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、4月末に令和2年第1次補正予算が成立しました。海洋に関するものとして、各省は以下の取組を推進しています。

○内閣府

- ・特定有人国境離島地域の観光産業を中心に甚大な影響が生じていることを踏まえ、関係地方公共団体が行う宿泊及び体験を伴う旅行商品等の造成や販売促進のための取組等について、必要な経費の支援等を行います。

○外務省

- ・観光旅客船内の感染症拡大防止のための予防措置や実際に発生した際の国際社会による効果的な対応について調査・研究を実施します。

○厚生労働省

- ・検疫による水際対策を適切に実施するため、検疫官の応援体制を確保するとともに、PCR検査機器の配備等を行い、検疫及び検査体制の強化を行います。

○水産庁

- ・水産金融総合対策事業や水産業労働力確保緊急支援事業により、経済・労働力への支援を図ります。また、新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている魚種の過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管する際の買取資金、保管料、運搬料等を支援するほか、魚価の下落等により、収入が減少した漁業者の経営を支えるための収入安定対策等を講じます。

○国土交通省

- ・インフラ・物流分野等におけるDX（デジタルトランスフォーメーション¹）を通じた抜本的な生産性の向上の取組の1つとして、港湾へのライブカメラの設置による検疫時等の情報収集能力の向上を図ります。

総合海洋政策本部参与会議では、海洋に関する新型コロナウイルス感染症への対応について、検討を進めています。

¹ デジタルテクノロジーを駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を革新すること。